

工事仕様書
(配電外線工事)

2022年2月

中部電力パワーグリッド株式会社

配電部

目次

1	総則	
1-1	目的 1
1-2	適用範囲 1
1-3	用語の定義 1
1-4	工事区分 1
1-5	工事内容 1
1-6	疑義の解釈 2
2	工事の指図	
2-1	工事の指図 1
2-2	工事種別・単位 2
3	工事の施工	
3-1	工事の調整・施工 2
3-2	成果物 2
3-3	一般注意事項 2
3-4	工程管理 2
3-5	その他留意事項 2
4	完了報告および検収・検査	
4-1	完了報告 3
4-2	検収・検査 3
5	資源の再資源化等に関する事項 3
6	過怠金 4
7	帳票の保管 4
8	個人情報の取扱い 4
9	その他 4
	別紙1 支払種別ならびに工量・点数	
	別紙2 個人情報取扱要領	

1 総 則

1-1 目 的

この工事仕様書（以下「仕様書」という。）は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「発注者」という。）が、契約相手先（以下「受注者」という。）に発注する配電外線工事（以下「工事」という。）の的確かつ効率的な運営を図ることを目的に定めたものである。

1-2 適用範囲

1-5 工事内容に記載の配電外線工事に適用する。

1-3 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、発注者が別に定める配電委託工事実施細目（以下「実施細目」という。）「第1章－総則 第1・2節－用語の定義」による。

1-4 工事区分

(1) 有効期間

3月21日 ～ 翌年3月20日（1年刊）（自動延長対象）

(2) 工事対象区域

発注者の管轄区域の全域とする。

(3) 工事用品の負担区分

工事に要する用品等（以下工事用品という。）の負担区分は、以下に定めるとおりとし、その細目は実施細目に定める。

- ・施工に必要な機械工具類は、受注者の負担とする。ただし、発注者は、特殊な機械工具類（特殊車両を含む。）について、無償で受注者に貸与することができる。
- ・主要資材および特殊資材は、発注者の負担において調達し、受注者に支給する。
- ・副資材（消耗品を含む。）は、受注者の負担とする。

(4) 工事代金

別紙「支払種別ならびに工量・点数」に基づき、以下の工事について支払する。工事単価は別途定めるものとする。なお、別紙1における各支払種別の解釈ならびに当該種別に含まれる作業内容・範囲および支払算定単位は、実施細目（外線工事）「第3章－工事代金 第3・1節－一般工事代金」による。

- ア 一 般 工 事：支払種別ごとに全工事発注区域内の平均単価制を適用する工事
- イ 割 増 工 事：時間外指定工事、遠隔区域工事、都市区域工事、集中工事および活線工事
- ウ 見 積 工 事：一般工事代金を適用できない工事

1-5 工事内容

工事内容は、以下に定めるとおりとし、その詳細は、発注者が別に定める外線工事施工の手引のとおりとする。

- (1) 特別高圧、高圧および低圧架空配電線路（配電分線、引込線および引下線を含む。）に関する工事。
- (2) 架空弱電流電線路工事、架空電線路添架の発注者の通信線へのポリエチレン線カバー取付・撤去工事（単独を含む）。
- (3) 上記（1）（2）に付帯実施する事項（発注者が認めた停送電操作等）

1-6 疑義の解釈

この仕様書について、定めのない事項が生じた場合および疑義が生じた場合は、発注者と受注者が誠意を持って協議し、解決する。

2 工事の指図

2-1 工事の指図

工事の指図は、所定の帳票により発注者の工事担当箇所が実施する。ただし、緊急の場合には、発注者の工事担当箇所は、帳票の発行に先立って口頭で工事の発注をすることができる。具体的な指図方法は、実施細目（総則）「第2章－工事施行」による。

2-2 工事種別・単位

工事種別・単位は、別紙1および実施細目（外線工事）「第3章－工事代金 第3・1節－一般工事代金」による。

3 工事の施工

3-1 工事の調整・施工

工事の調整・施工は、発注者が別に定める外線工事施工の手引その他関係手引に定める内容に準拠する。

3-2 成果物

受注者は、上記3-1の結果を反映した報告書類を、実施細目「第2章－工事施行」に基づき発注者に提出する。

3-3 一般注意事項

受注者は、工事の施工にあたる従事者に対して、当該業務に関する教育および訓練を十分に行うとともに、法令および発注者の指図ならびに次に定める事項を遵守する。

- (1) 関係書類は、紛失または汚損等のないよう丁寧に扱う。
- (2) 従事者は、発注者の負担に属する工事用品に損傷を与えないよう慎重な取り扱いを心掛ける。
- (3) 従事者の服装は、安全に配慮し、業務に適した服装とする。

3-4 工程管理

受注者は、受託した工事伝票について、施工漏れおよび遅延等が発生しないよう厳正に管理する。具体的な管理方法は、実施細目（総則）「第2章－工事施行」による。

3-5 その他留意事項

(1) 工事实施・安全管理基本計画書

受注者は、工事の目的、作業区域の特殊性をよく理解し、本仕様書等に規定された事項を熟知するとともに、安全や工期の確保、地形・地質・気象・立地条件等の作業環境、工法・作業能力・既往実績等の技術的条件および関係諸法規を十分考慮し、実状にあわせた工事实施・安全管理基本計画書を作成すること。なお、受注者は、安全管理基本計画書等安全に関する事項について、発注者の指定する期日までに報告するものとする。

(2) 材料管理

- ア 支給用品

主要資材等、発注者の負担において調達し、受注者に支給または貸与する工事用品（以下支給用品という。）については、施工の都度、所要数量を発注者から受注者に引き渡す。また、施工に伴い発生した廃材および用済の支給用品については、受注者から発注者の工事担当箇所の指定する箇所に返納する。

詳細取扱いおよび管理については、実施細目および発注者の定める社給資材取扱要領による。

イ 副資材（消耗品含む）

副資材等、受注者の負担とする工事用品については、発注者の定める性能および品質に関する審査に合格し、かつ受注者の責任において行う検査に合格したものでなければ工事に使用できない。ただし、機械工具類についてはこの限りでない。

受注者の負担とする工事用品を再使用する場合は、発注者の定める「請負者持材料撤去品甲乙判定基準」にもとづき取扱うものとする。

受注者の負担とする工事用品のうち品質管理上特に重要と受注者が判断したものについては、上記検査に加え、発注者の工事担当箇所に申請して、発注者の工事担当箇所の試験を無償で受けることができる。

(3) 付帯作業

業務実施にあたって、当然必要と認められる付帯作業は、本仕様書に記載のない事項であっても誠意をもって対応すること。

(4) 調査・報告

発注者は、一般工事単価等の改定その他この契約に関連して必要がある場合は、受注者に対して必要な資料の提出を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。受注者は、必要な資料のうち、営業状況および要員の配置計画ならびに配置状況に関するものについては、発注者の指示に従って発注者に提出するものとする。

4 完了報告および検収・検査

4-1 完了報告

受注者は、工事完了後速やかにしゅん工処理および自主検査を行い、実施細目（総則）「第2章－工事施工」の定める手順に基づき、発注者に完工資料の提出・報告を実施する。

（提出書類をもって工事出来高調書とみなすことができる。）

4-2 検収・検査

(1) 発注者は、4-1の報告を受けた際は、実施細目（総則）「第2章－工事施工」に基づき、速やかに完工検査を行う。

(2) 発注者は完工検査の結果、受注者の工事施工等に違反事項が判明した場合、実施細目（外線工事）「第2章－工事違反処理」に基づき必要な措置を講ずる。

5 資源の再資源化等に関する事項

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が定める建設工事の規模に関する基準に該当する場合には、同法に基づいた手続きおよび工事において発注する特定建設資材の再資源化等の処理等を適正に実施する。

なお、解体工事に係る分別解体等については、すべての作業を手作業または手作業・機械作業の併用にて実施するものとし、解体工事に要する費用は、本仕様書および単価契約申込書に定める工量単価、撤去工量、割増工事単価および算定基準に基づき算定する。

6 過怠金

発注者は、工事請負契約要綱に定める受注者への損害賠償に関する請求金額に加えて、下記の過怠金を徴収することができるものとする。なお、過怠金の適用・処理方法等の詳細は、実施細目による。

(1) 施工不完全事故	1 件	100,000 円
(2) 不注意	1 件	50,000 円
(3) 用品弁償	実	費
(4) 設備弁償	実	費

※上記は、全て「不課税」とする。

7 帳票の保管

帳票の保管期間は、発注者が別に定める配電検査業務の手引（架空線）・配電部門保安記録管理の手引のとおり。

8 個人情報の取扱い

当社から提供する個人情報について、工事請負契約要綱および別紙 2「個人情報取扱要領」に基づく適切な管理を実施する。

9 その他

受注者は、発注者の定める実施細目、安全心得書、各種手引等を遵守して工事を実施する。なお、発注者は、あらかじめ受注者と協議したうえ、随時実施細目を改定できるものとする。